

こんな手口に気をつけて

お試しのはずが…



- インターネット通販で「1回限り」「トライアル」「回数しぼりなし」などと書いてあっても、定期購入の可能性があります。**支払い総額は？数量は？解約や返品は可能？**など、注文前に**最終確認画面をよく確認**しましょう！
- 広告や最終確認画面は**スクリーンショット(画面撮影)**で保存しておきましょう！
- 特別割引クーポン**などを利用すると、契約変更されて定期購入になるトラブルも発生していますのでご注意ください！

不用品を高価買取！の落とし穴



- 靴や植木鉢、食器等の不用品の買取をうたいながら、訪問時には、高価な貴金属や骨董品を見せるよう強引に迫る悪質な事業者にご注意！**きっぱり断り、売りたくないものは絶対見せない**ことです。
- 依頼をしていないのに、突然家に来て買い取りをすることは法律で禁止されています。
- 買い取りを了承した場合でも、契約書を受け取ってから8日間は**クーリング・オフ(契約の解除)できます**ので、あきらめずに消費生活センターにご相談ください。

怪しい投資話にご用心！



- SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)や動画サイト上の広告や勧誘に注意！**偽広告、投資詐欺の可能性**があります。
- 確実にもうかる話はありません！**
- 個人名義の口座**には絶対に振り込まない！
- 金融庁HPで金融商品取引業の登録の有無を確認し、**無登録業者との取引は行わない！**
- マッチングアプリ等で知り合い、恋愛感情や親近感を抱かせながら、各種名目で金銭等をだまし取る**ロマンス詐欺**にもご用心！

- SNS 投稿、インターネット広告や、突然電話をかけてきた事業者や訪問してきた事業者の話を**簡単に信じない**ようにしましょう。



- 内容がよく理解できない契約や、特に高額な契約をする場合は、**家族等に相談**するなど慎重に行動しましょう。

- 高齢者の消費者トラブルを防ぐために、家族や身近にいる人が日頃から**本人の様子を見守り**、変化に気付いたときは**声かけ等**を行いましょう。



契約について不安を感じたり、トラブルにあったりした場合は、すぐ消費生活センターに相談しましょう。

消費者ホットライン(局番なしの188)に電話して、自宅の郵便番号を入力すると、最寄りの消費生活相談窓口につながります。



兵庫県立消費生活総合センター

ホームページ
<https://www.seiken.server-shared.com/>

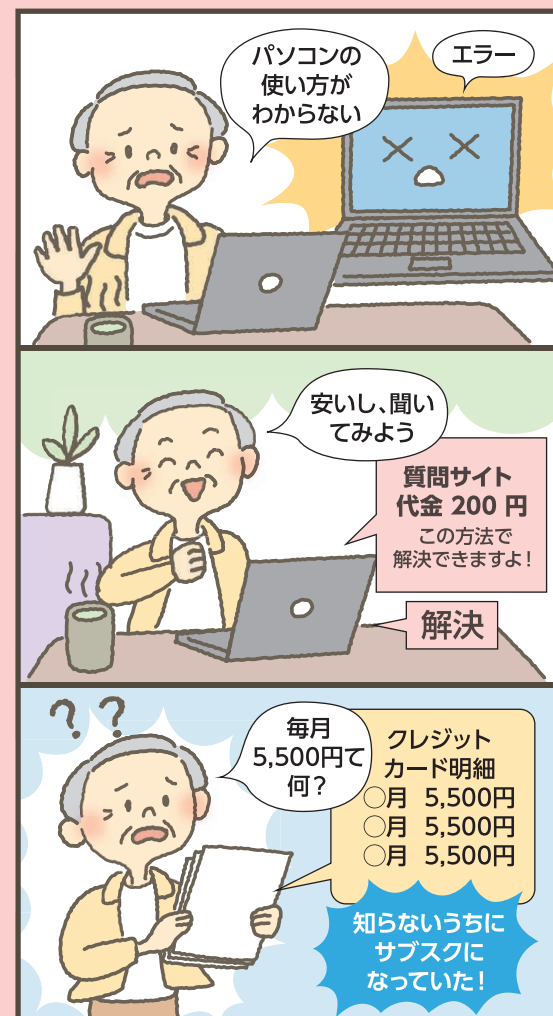
兵庫県立消費生活総合センター

検索



- 突然訪れ点検を勧めてくる事業者には、**安易に点検させない**ようにしましょう。
- 有名なガス会社や電力会社、電話会社と**紛らわしい社名で勘違いさせる勧誘**もあるので、よく確認しましょう。
- 契約する前に周りの人にも相談して、複数社から見積もりを取り、工事内容や料金を十分に検討しましょう!(見積もりは有料の場合もあるので事前に確認を!)
- 訪問販売の場合、契約書を受け取ってから8日間は**クーリング・オフ(契約の解除)**できます。

いつもの点検と思ったら...



- サブスク(サブスクリプション)とは? 定められた料金を定期的に支払うことにより、一定期間、商品やサービスを利用できるサービスのことです。
- サブスク契約では**サービスを利用しなかったとしても契約期間中であれば料金が発生**します。利用を終了するには**解約が必要**です。
- 申込の際には、**契約内容をよく確認**するようにしましょう。
- 請求に気づくことができるようクレジットカードの**請求明細を毎月確認**しましょう

1回きりのつもりがサブスクに